



4月25日から新千歳空港内免税店にて液体物の不正開封防止袋(STEBs)を導入します。

～海外の空港で国際線を乗り継ぐお客様も、酒・化粧品等の液体物が空港内免税店で購入できるようになります～

新千歳空港国際線ターミナルビルでは、当空港を出発し、海外の空港で国際線を乗り継ぐお客様への利便性の向上を目指し、当空港内免税店におきまして、2017年4月25日から液体物販売の取扱いを変更いたします。

- 取扱変更日時：2017年4月25日(火) 午前7時45分
- 対象店舗：新千歳空港国際線ターミナルビル内免税店

これまで

新千歳空港を出発して、海外の空港で国際線を乗り継ぐお客様へは、海外の乗継空港において液体物に対する量的制限規制(※1)があるため、空港内免税店において100mlを超える酒・化粧品等の液体物の販売を控えております。

これから

新千歳空港を出発して、海外の空港で国際線を乗り継ぐお客様も、空港内免税店で100mlを超える酒・化粧品等の液体物をSTEBs(※2)に封入することで購入できるようになります。(総合店の位置は、次頁の図面を参照してください)

- ※1 量的制限規制：100mlを超える液体物を航空機内へ持ち込むことを制限する国際的なルール
100mlを超える液体物を所持したまま日本出発時の保安検査場を通過できないことと同様に、空港内免税店において購入した100mlを超える液体物を所持したまま乗継空港の保安検査場は通過できません。
(ただし、100ml以下の液体物は、100ml以下の個々の容器に入れ、さらに1ℓ以下の無色透明なジッパー付きのプラスチック袋に入れることにより、1人1袋まで機内への持込ができます)
- ※2 STEBs (Security Tamper Evident Bags)：液体物に対して不正な行為が行われていないことが確認できる、国際的に仕様が定められた特殊な袋
STEBsを乗継空港の保安検査前に開封すると、STEBsに開封した痕跡が残り、液体物の安全性が確認できないことから、空港内免税店で購入した液体物であっても、保安検査場を通過することができません。

【注意】

- STEBsの通過を承認していない国があり、STEBsに封入しても乗継検査場を通過できない場合があります。
- STEBsの承認国であっても、現地の保安検査官の判断が優先されることをご了承下さい。
- 空港外または空港で保安検査前にご購入いただいた液体物につきましては、従来どおり量的制限の対象となりますので、航空会社へ受託手荷物としてお預けいただく必要があります。

北海道空港株式会社

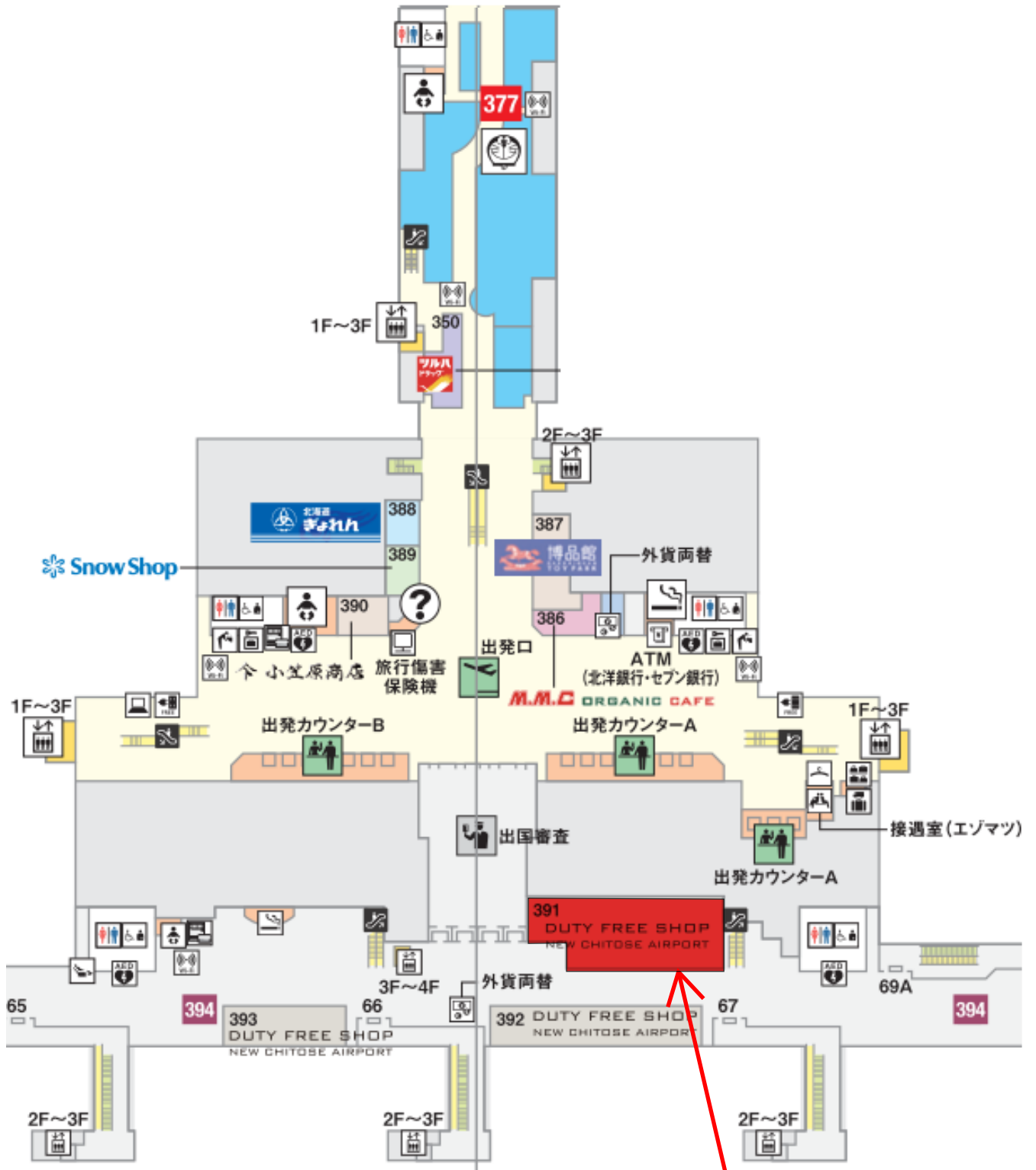
お問い合わせ先

[リテール事業部：(0123)46-5115 中山、齋藤]

[空港保安部：(0123)46-5114 後藤]

(<http://www.new-chitose-airport.jp/ja/corporate/outline/>)

S T E B s 取扱免税売店





391 免税店総合店

各種有名ブランド化粧品やバッグ・小物類、お酒、たばこなど豊富にご用意しております。

国際線運航時間に合わせて営業

☎0123-46-5254

お酒